

茨市推 1197号  
令和3年9月29日

地区連合自治会長の皆様  
各地域自治組織代表者様

茨木市 市民文化部  
市民協働推進課長 高崎 亮

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止  
に向けた対応等について（お知らせ）

日ごろから、自治会の運営及び活動に格別のご尽力とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記について、国では、令和3年9月28日（火）に「新型コロナウイルス対策本部」の会議が開催され、令和3年9月30日（木）をもって、特措法に基づく「緊急事態措置区域」から「大阪府」を除外することが決定されました。

また、大阪府では、同日に「大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」が開催され、令和3年10月1日（金）から10月31日（日）まで、府民に対して、「混雑している場所や時間を避けて少人数で行動すること」や「4人以下でのマスク会食の徹底」、「都道府県間の移動の際は感染防止対策を徹底すること」等が要請されています。

本市では、府の要請等を踏まえ、令和3年9月29日（水）に「茨木市新型コロナウイルス対策本部会議」を開催し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等についての期間を令和3年10月1日（金）から10月31日（日）まで延長することとし、内容につきましては、市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会の制限、また、公共施設等について、利用時間を午後9時までとすることを決定いたしましたので、ご理解とご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

また、地域の皆さまにおかれましても、ワクチン接種の有無に関わらず、自己への感染を回避していただくとともに、他人に感染させないよう徹底していただきますようお願いいたします。

なお、メール登録されている単位自治会長には、メールにてお知らせしており、重複する場合もございますが、可能な範囲で、単位自治会長の皆さまにお知らせいただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等について

標記について、大阪府から令和3年9月28日付け災対第2975号で示された「府民等への要請」等を踏まえ、下記のとおり決定します。

記

1 市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会及び公共施設の対応について

(1) 期 間：10月1日～10月31日

(2) 対 応：適切な感染防止策等（※1）の実施を条件とします。

(3) その他：市主催（共催含む）のイベント等、公共施設の休館等（別添のとおり）については市ホームページ等で周知します。

2 参考資料

令和3年9月28日付け災対第2975号「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組みについて」

※1：適切な感染防止策等（府民等への要請より）			
▶ イベント開催の要件は以下のとおり			
収容率 ※1		人数上限 ※1	営業時間短縮
<b>大声なし ※2</b> クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等	<b>大声あり ※2</b> ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演（キャラクターショー等）、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等	5,000人 又は 収容定員50%以内 (≦10,000人) のいずれか大きいほう	21時まで ※4 (法に基づかない働きかけ)
100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 ※3 (席がない場合は十分な間隔)		

※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）  
収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離（1m）を確保できること・

※2 イベントは例示であり、実際のイベントがいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する。飲食を伴うイベントは「大声あり」と同じ取扱いとするが、発声のない場合（映画館等）は「大声なし」と扱う

※3 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限り）内では座席間隔を設けなくともよい。  
すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※4 飲食の提供は、21時まで。（酒類提供（参加者による持込みを含む）は、11時～20時30分）（法第24条第9項に基づく）  
酒類提供は、業種別ガイドラインの遵守、同一グループ4人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする。

（イベントを開催する場合の要請内容）

- ◆ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底
- ◆ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際は、そのイベントの開催要件（収容率等）などについて、大阪府に事前に相談すること

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		9/13 ～9/30 (前回)	対策等	10/1 ～10/31	対策等
庁舎・出張所	本庁・合同庁舎	○		○	
	北辰出張所	○		○	
斎場		○	座席数を減らすなどの3密対策を講じて開場。	○	座席数を減らすなどの3密対策を講じて開場。
福祉文化会館（オークシアター）		△	夜間区分の一部（20時以降、ただし、不特定多数を対象としたイベントは21時以降。）の利用を制限する。利用可能人数の上限を定員の50%とする。	△	夜間区分の一部（21時以降）の利用を制限する。大声での歓声・声援等が伴うものは、利用可能人数の上限を定員の50%とする。
市民総合センター（クリエイティブセンター）		△		△	
教育センター		○	感染予防対策を徹底した上で、貸室や相談業務を行う。	○	感染予防対策を徹底した上で、貸室や相談業務を行う。
消費生活センター		○		○	
市民活動センター		△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。利用可能人数の上限を定員の50%とする。	△	夜間区分の一部（21時以降）の利用を制限する。大声での歓声・声援等が伴うものは、利用可能人数の上限を定員の50%とする。
男女共生センターローズWAM		△	夜間区分の一部（20時以降、ただし、不特定多数を対象としたイベントは21時以降。）の利用を制限する。利用可能人数の上限を定員の50%とする。	△	夜間区分の一部（21時以降）の利用を制限する。大声での歓声・声援等が伴うものは、利用可能人数の上限を定員の50%とする。
生涯学習センターきらめき		△	夜間区分の一部（20時以降、ただし、不特定多数を対象としたイベントは21時以降。）の利用を制限する。利用可能人数の上限を定員の50%とする。	△	夜間区分の一部（21時以降）の利用を制限する。大声での歓声・声援等が伴うものは、利用可能人数の上限を定員の50%とする。
保健	保健医療センター	○		○	
	こども健康センター	○	感染症予防対策を徹底する。	○	感染症予防対策を徹底する。
東保健福祉センター		○	感染予防対策を徹底した上で事業を実施する。	○	感染予防対策を徹底した上で事業を実施する。
高齢者福祉	高齢者活動支援センターシニアプラザいばらき	○		○	
	福井多世代交流センター	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。
	葦原多世代交流センター	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。子ども活動室は当面の間閉鎖する。	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。
	沢池多世代交流センター	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。
	西河原多世代交流センター	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。子ども活動室は当面の間閉鎖する。	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。
	南茨木多世代交流センター	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。
	いきいき交流広場	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。
	コミュニティデイハウス	○	カラオケなど高唱を伴う活動を禁止、食事中の会話を禁止した上での食事の提供を実施	○	カラオケなど高唱を伴う活動を禁止、食事中の会話を禁止した上での食事の提供を実施
	街かどデイハウス	○		○	
	障害者福祉センターハートフル	○	貸室における定員数の削減や歌唱・高唱の禁止	○	歌唱・高唱の禁止
障害者（児）福祉	障害者就労支援センターかしの木園	○		○	
	障害者生活支援センターともしび園	○	感染予防に留意しながら事業を実施	○	感染予防に留意しながら事業を実施
	あけぼの学園	○	通園バスは自主登降園の協力を呼びかけ	○	通園バスは自主登降園の協力を呼びかけ
	すくすく親子教室	○	見学・入所受付等は感染症対策を講じたうえで実施	○	見学・入所受付等は感染症対策を講じたうえで実施
子育て支援	子育て支援総合センター	○	親子交流の場、一時預りは14日から再開。感染症予防対策を徹底し、受け入れ組数の制限。	○	感染防止対策を徹底の上、受け入れ組数の制限。
	子育てすこやかセンター	○	感染症予防対策を徹底し、受け入れ組数の制限。	○	感染防止対策を徹底の上、受け入れ組数の制限。

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		9/13 ～9/30 (前回)	対策等	10/1 ～10/31	対策等
体育館	市民体育館	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	△	夜間区分の一部（21時以降）の利用を制限する。
	福井市民体育館	△			
	南市民体育館	△			
	東市民体育館	△			
プール	西河原市民プール	○		○	
	中条市民プール	×	夏期営業のみ	×	夏期のみ開場
	五十鈴市民プール	○		○	
運動広場・グラウンド・庭球場等	東雲運動広場グラウンド	○		○	
	春日丘運動広場グラウンド	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	○	
	若園運動広場グラウンド	○		○	
	福井運動広場グラウンド	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	○	
	桑原運動広場グラウンド	○		○	
	桑原運動広場フットサル場	○		○	
	桑原ふれあい運動広場	○		○	
	中央公園北グラウンド	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	○	
	中央公園南グラウンド	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	○	
	島3号公園大グラウンド	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	○	
	島3号公園小グラウンド	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	○	
	西河原公園北グラウンド	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	○	
	西河原公園南グラウンド	×	改修工事中。	×	改修工事中。
	若園公園グラウンド	○		○	
	水尾公園グラウンド	○		○	
	沢良宜公園グラウンド	○		○	
	忍頂寺スポーツ公園グラウンド	○		○	
	東雲運動広場庭球場	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	○	
	春日丘運動広場庭球場	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	○	
	福井運動広場庭球場	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	○	
	桑原運動広場庭球場	○		○	
	若園公園庭球場	○		○	
	西河原公園北庭球場	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	○	
	西河原公園南庭球場	×	改修工事中。	×	改修工事中。
	忍頂寺スポーツ公園庭球場	○		○	
	郡山公園庭球場	○		○	
	西河原公園屋内運動場	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	○	
	春日丘運動広場弓道場	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	○	
	IBALAB@広場	△	カフェと広場のイベントについては大阪府の要請に従って運営を行う。	△	カフェと広場のイベントについては大阪府の要請に従って運営を行う。
	忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘	○		○	

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		9/13 ～9/30 (前回)	対策等	10/1 ～10/31	対策等
コミュニティセンター	葦原コミュニティセンター	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。 利用可能人数の上限を定員の50%とする。	△	夜間区分の一部（21時以降）の利用を制限する。大声等を伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%とする。
	中津コミュニティセンター	△			
	庄栄コミュニティセンター	△			
	水尾コミュニティセンター	△			
	郡コミュニティセンター	△			
	西河原コミュニティセンター	△			
	穂積コミュニティセンター	△			
	畑田コミュニティセンター	△			
	東コミュニティセンター	△			
	豊川コミュニティセンター	△			
	彩都西コミュニティセンター	△			
	三島コミュニティセンター	△			
	大池コミュニティセンター	△			
	春日コミュニティセンター	△			
	東奈良コミュニティセンター	△			
	沢池コミュニティセンター	△			
山手台コミュニティセンター	△				
玉櫛コミュニティセンター	△				
公民館	茨木公民館	△	施設の利用時間は午後8時まで、 利用定員は50%以内とする。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル (ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。 見山公民館は改修工事中。	△	施設の利用時間は午後9時まで、 利用定員は100%以内とする。但し大声を伴う活動は50%以 内。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガ イドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。 見山公民館は改修工事中。
	春日丘公民館	△			
	中条公民館	△			
	安威公民館	△			
	玉島公民館	△			
	福井公民館	△			
	清溪公民館	△			
	見山公民館	×			
	石河公民館	△			
	太田公民館	△			
	太田公民館分室	△			
	天王公民館	△			
	郡山公民館	△			
	耳原公民館	△			
	白川公民館	△			
西公民館	△				

## 市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		9/13 ～9/30 (前回)	対策等	10/1 ～10/31	対策等
いのち・愛・ゆめセンター	豊川いのち・愛・ゆめセンター	△	夜間区分の一部(20時以降)の利用を制限する。 利用可能人数の上限を定員の50%とする。	△	夜間区分の一部(21時以降)の利用を制限する。大声等を伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%とする。
	沢良直いのち・愛・ゆめセンター	△		△	
	総持寺いのち・愛・ゆめセンター	△		△	
文化施設	文化財資料館	○		○	
	キリシタン遺物史料館	○		○	
	川端康成文学館	○		○	
	市立ギャラリー	○		○	
プラネタリウム(天文観望室)		△	利用可能人数の上限を定員の50%とする。	○	
青少年	上中条青少年センター	△	施設の利用時間は午後8時まで、 利用定員は50%以内とする。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル (ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。	△	施設の利用時間は午後9時まで、 利用定員は100%以内とする。但し大声を伴う活動は50%以 内。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガ イドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。
	青少年野外活動センター	△	共用施設の利用時間は午後8時まで、利用定員は50%以内と する。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル (ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。	○	新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガ イドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。
図書館(富士正講記念館含む。)		○	滞在時間等一部制限あり。	○	3密対策を講じて開館。
里山センター(森の学び舎)		△	会議室等の貸室については、収容率の50%以下(条件あり) とする。芝生広場・バーベキュー等については、家族利用に 限定。センター主催のイベントは中止。	○	会議室等の貸室については、収容率制限を解除する。芝生広 場・バーベキュー等、センター主催のイベントについては感染 防止対策を徹底し、開館。
公園駐車場	彩都西公園、彩都あかね公園、彩都はなだ公園、 耳原公園	○		○	